## 長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会要綱

(設置)

第1 長野市中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)の実施の円滑かつ効果的な推進に関し、識見を有する者の意見を聴くため、長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

- 第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。
  - (1) 基本計画の実績に関する評価に関すること。
  - (2) 基本計画の変更に関すること。
  - (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 民間諸団体等の代表者
  - (2) 学識経験者

(任期)

- 第4 委員の任期は、次に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
  - (1) 第1期 平成20年2月1日から平成22年1月31日まで
  - (2) 第2期 平成22年2月1日から平成25年1月31日まで

(委員長及び副委員長)

- 第5 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
  - (長野市中心市街地活性化基本計画(長野地区)策定委員会要綱の廃止)
- 2 長野市中心市街地活性化基本計画(長野地区)策定委員会要綱(平成18年長野市告

示第 297号)は、廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成25年1月31日限り、その効力を失う。